

住宅リフォーム（一般・子育て・三世帯同居）宮クーポン事業申請書

1. 住宅リフォーム（一般・子育て・三世帯同居）宮クーポン事業募集について

- 住宅リフォーム（一般）は、(1)～(5)、(9)の要件全てを満たすこと。
 - 住宅リフォーム（子育て）は、(1)～(6)、(9)の要件全てを満たすこと。
 - 住宅リフォーム（三世帯同居）は、(1)～(5)、(7)～(9)の要件全てを満たすこと。
- (1)申請者が、富士宮市内に**所有（同居の家族含む）かつ居住（転居予定を含む）している住宅の工事**であること。
 - (2)申請者本人は、富士宮市内に**住民登録があり、市税の滞納がない**こと。また、同一世帯による重複申請でないこと。
 - (3)**過去にこの事業によるクーポン券の交付を受けたことのない住宅**を対象としたリフォームであること。（ただし、三世帯同居リフォームについては、1回に限り過去にこの事業によるクーポン券の交付を受けた住宅も対象とします）
 - (4)**2019年4月1日以降に着工**する住宅機能の維持及び向上のために行う**30万円以上の改築、改装**工事であること。（消費税及び地方消費税含む）
- 当該工事に富士宮市が行う他の補助制度を利用した場合、重複部分は補助の対象となりません。**
- ※ 対象となるリフォーム工事は表3を参照。**
- (5)**富士宮市内に本社又は本店が登記されている法人若しくは、当市に納税申告している個人の住宅関連施工業者による施工**であること。出先、営業店等の場合は対象となりません。※ 元請け施工業者が必ず上記条件に合致すること。
 - (6)申請者本人の同一世帯に未就学児童（平成25年4月2日以降に生まれた児童）がいる者または妊婦がいる者。
 - (7)住宅リフォーム事業において、親と子と孫を基本とする三世帯が新たに同居（二世帯住宅、敷地内同居可）するためのリフォームであること。
 - ※ 住民票の異動をもって同居開始日と判断します。（住民票異動のない引越は対象外です）
 - ※ 過去1年以内に同一世帯員による同居の実績がないこと。
 - (8)三世帯同居開始後、6ヶ月以上同居の状態が続くこと。
 - (9)要件のどれか一つでも満たさなかった場合、宮クーポンの交付が取消または返還になることに同意すること。

2. 申請書の提出 予算を有効に使う為に、申請は施工を確実に行う方のみとしてください。

- ※ 直接、窓口にて提出してください。（郵送不可）
- ※ 書類に不備がある場合は受理できませんのでご注意ください。

- (1) 提出期間
 - 住宅リフォーム（子育て・三世帯同居）は2019年4月17日(水)～6月21日(金)（必着）
 - 住宅リフォーム（一般）は2019年4月22日(月)～6月21日(金)（必着）
 ※ただし、申請額が予算枠**3,960万円**に到達した時点で締め切ります。
- (2) 提出先 富士宮商工会議所
- (3) 提出書類
 - 住宅リフォーム（一般）は①～③、（子育て）は①～⑤、（三世帯同居）は①～④を提出
 - ①事業申請書
 - ②工事の見積書 【申請者の宛名は氏名（フルネーム）とする。業者押印のあるもの】写しでも可
 見積書については、関連する工事を含め、全ての工事が確認できるものをご提出ください。なお、提出された見積書はお返しいたしません。必要な方は写しをご提出ください。
 - ③工事の施工前の写真（30万円以上の工事が確認できるもの）写真の裏に、申請者の住所、氏名をご記入
 - ④家族構成報告書 ください。
 - ⑤子どもの年齢が確認できる住民票謄本（申請者と同一世帯が該当）、妊婦の場合は母子手帳の写し

「住宅リフォーム（一般・子育て・三世帯同居）宮クーポン募集要項」に基づく交付対象者の募集について、 上記記載内容に同意 して申請します。					
申請日	2019年	月	日	工事着工予定日	月 日 頃
申請額	申請額については、応募要項の交付金額を確認し、該当に○印を記入ください。 一般：10万円 ・ 子育て：15万円 ・ 三世帯同居：20万円				
申請者	住所	〒 富士宮市			別紙、表3より対象工事番号を記入
	リフォームする住所	同上	リフォーム後、転居する場合	富士宮市 → (年 月)	
	昼間連絡のとれる電話番号	窓口に来た人 氏名・続柄・昼間連絡のとれる電話番号			
氏名	リカナ (印)				
会議所使用欄	確認印		過去確認	申請番号	